

■学校経営のポイント

「生徒指導提要(改訂版)」の理解と活用

小島 宏

昨年、文部科学省の「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂された。この提要は、教職員にあまり知られていない実態が指摘されており、手に取り「理解する」とともに、それに基づいた指導を適切に「実施すること」が求められるところである。

生徒指導の目的の確認

生徒指導提要は、小中高校の教職員向けに示されたもので、これによると、生徒指導の目的(定義)は、次のように示されている。

「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」

特に、「(児童生徒が)自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」ということに着目して、生徒指導を進めることが重要である。

生徒指導提要の改訂の要点

今回の提要の改訂は、発達障害や性的マイノリティに対する学校の対応、行き過ぎた校則の内容や運用などの見直しなどについて、現状に即したものとなるようにしたものである。

不適切な指導・対応をなくすために大切なことが示されており、改訂版を精読したうえで活用することが求められる。

各校の校則の見直し

一般常識とかけ離れた不適切な校則と指導については、次のような例がたびたび議論されている。

○ツブブロックやポニーテールの禁止、地毛証明・地毛を黒に染める、直毛以外は証明必要・パーマ禁止、下着や肌着の色を指定など

○高圧的指導、下着の目視点検など人権侵害・ハラスメント的指導など

自校の校則が、「児童生徒が健全な学校生活を送

り、よりよく成長・発達していく」ために必要な内容であるか、指導が適切なものかを確認し、速やかに改善する必要がある。

校則の改善例に学ぶ

校則の改善については、次のような例がある。

○教育委員会の調査と方針を基に改善した。

○児童生徒や保護者・PTAの意見を取り入れて改善した。

○児童生徒が主体で、教師と相談して改善した。

校則の改善を検討する際、児童生徒を加えることで、関心が高まり、校則だけでなくその他のルールについてもきちんと守るようになったということである。

なお、教職員が、法やルールにのっとった行動を示し、児童生徒のモデルとなることも大切である。

様々な課題への対応

また、提要は、いじめ、非行、児童虐待、自殺、不登校、その他の課題についても具体的に示している。特に自殺については、その兆しとなる、ほのめかす、行動・性格・身なりが突然に変化するなどの行動例と、その後の対応について示している。

小学校高学年や中高生は多感であることから、子供同士、教師と子供との好ましい人間関係づくりに配慮し、それぞれの子供がそれぞれに居場所のある学級・学年・学校にすることが重要である。

校長のリーダーシップ

全ての教職員が生徒指導提要を精読する研修の機会を設定し、その理解と適切な生徒指導ができるようにすることが肝要である。

また、校則の改善を含め生徒指導の内容と方法については、保護者・地域との協力・連携が不可欠であることから、必要な情報を学校だよりやホームページなどで公開し、適切に周知を図ることが求められる。

(こじま・ひろし＝元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会顧問)

●理論に基づき「ウェルビーイング」な学校をつかった小学校の実践 《最新刊！》
ウェルビーイングな学校をつくる 子どもが毎日行きたい、先生が働きたいと思える学校へ

中島晴美【著】 四六判／定価 2,200 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

